

東村慶佐次区ロラン局跡地利用推進委員会運営規程

(名称)

第1条 この運営規程は、『東村慶佐次区ロラン局跡地利用推進委員会（以下「委員会という。」と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、東村慶佐次区のロラン局跡地利用を推進することによって慶佐次区の発展に資することを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 委員会委員の構成は別紙のとおりとする。

2 委員の任期は本委員会の目的が達成されるまでの間とする。

(協議事項)

第4条 この委員会は、東村慶佐次区のロラン局跡地利用を推進するため、次の事項について協議する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 先進事例研究に関すること。
- (3) 跡地利用推進に関すること。
- (4) その他必要な事項。

2 前項の各号において協議し決議した事項は、代議員会を経て戸主総会へ提言する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(決議)

第6条 決議は出席者の過半数の同意をもって決議し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

(会議録の作成)

第7条 会議の会議録を作成し、委員会委員に供覧する。

(予算)

第8条 委員会の運営に関する経費は、慶佐次区一般会計及び特別会計から支出する。

(旅費及び日当)

第 9 条 委員会への出席及び委員会からの出張、研修にかかる旅費、日当は慶佐次区旅費規程に準じて支給する。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務局は慶佐次区公民館に置く。

(その他)

第 11 条 第 4 条に関する協議事項以外に協議を要する事項が生じた場合はその都度協議するものとする。

附則 この規程は平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

慶佐次区ロラン局跡地利用推進委員会 委員名簿

令和6年7月12日作成

氏 名	役 職	備 考
新 里 吉 弘	委 員 長	
仲 村 修	副委員長	
又 吉 一 樹	委 員	
藤 村 隆	委 員	
島 袋 裕 也	委 員	
宮 城 善 孝	委 員	
屋 富 祖 一	委 員	
宮 城 正	委 員	